令 和 7 年 第 3 回
八 幡 浜 市 議 会 定 例 会

議 案 説 明 資 料

【　目　次　】

・**報告第 3 号**
専決処分の報告について
（八幡浜市市税条例の一部を改正する条例の制定について） ····· p. 1

・**報告第 5 号**
専決処分の報告について
（八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） ····· p. 3

・**議案第 50 号**
八幡浜市文化会館大規模改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について ····· p. 4

・**議案第 51 号**
八幡浜市文化会館大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について ····· p. 10

・**議案第 52 号**
財産の取得について····· p. 14

令和７年６月
（令和７年６月９日提出）

報告第 3 号関係

件　　名	専決処分の報告について （八幡浜市市税条例の一部を改正する条例の制定について）
担 当 課	総務企画部　税務課
根拠法令等	・地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（以下「法」という。） ・地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）（以下「令」という。） ・地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）（以下「規則」という。）
施 行 日	令和７年３月３１日（下記**【改正内容】**の表の「法令・施行日」欄に「※施行日」の記載のあるものについては、当該記載の年月日）

【改正概要】

1　個人住民税

大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

2　軽自動車税

二輪車の車両区分の見直し（軽自動車税種別割）

・総排気量が 125 cc以下で最高出力が 4.0kW（50 cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付）に係る軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円（50 cc原付と同額）とする。

3　市たばこ税

(1) 加熱式たばこの課税方式の見直し

・加熱式たばこについて、紙巻きたばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、税負担差を解消するため、課税方式の適正化を行う。

・「重量」と「価格」によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、「重量」のみで換算する方式に見直す。また、軽量化による税負担の不公平が生じないよう、一定の重量以下のものは１本をもって紙巻きたばこ１本に換算する。

【改正内容】

	条例(例)	対応する法令 (下線は R7 改正有)	改正の概要
	第 18 条 【公示送達】 ※地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号附則第１条第 12 号に掲げる規定の施行の日施行	法第 20 条の２② 規則第１条の８①	○省令改正にあわせて改正 ※公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正。
	第 18 条の３ 【納税証明事項】 ※地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号附則第１条第 12 号に掲げる規定の施行の日施行	規則第１条の９	○規定の整備 ※第 18 条の改正に伴う規定の整備
市民税	第 34 条の２ 【所得控除】 ※R8.1.1 施行	法第 314 条の２⑧	○法律改正にあわせて改正 ※控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加
	第 36 条の２① 【市民税の申告】 ※R8.1.1 施行	法第 317 条の２①	○法律改正にあわせて改正 ※特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備

市民税	第36条の２⑧ 【市民税の申告】	法第317条の２⑨	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正 ※項ズレの反映
	第36条の３の２① 【個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】 ※R8.1.1施行	法第317条の３の２①	○法律改正にあわせて改正 ※記載事項について、特定親族を追加
	第36条の３の３① 【個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書】 ※R8.1.1施行	法第317条の３の３①	○法律改正にあわせて改正 ※特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備
固定資産税	第63条の２	法第352条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正 ※項ズレの反映
	第139条の３	法第605条の２	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正 ※項ズレの反映
	第147条		○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正 ※項ズレの反映
	附則第10条の２ 【法附則第15第２項第１号等の条例で定める割合】	法附則第15条	○法律改正にあわせて改正 ※項ズレの反映
	附則第10条の３ 【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】	法附則第15条の９の３	○法律改正にあわせて新設 ※特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設。 ○条例の項ズレによる改正
	附則第10条の４ 【平成三十年七月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】	法附則第16条の３	○法律改正にあわせて改正 ※規定の削除
	附則第10条の５ 【令和二年七月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】	法附則第16条の４	○法律改正にあわせて改正 ※条ズレの反映等
軽自動車税	第82条 【種別割の税率】	法第463条の15①	○法律改正にあわせて改正 ※軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正
	第89条② 【種別割の減免】	法第463条の23	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正 ※項ズレの反映 ○法律改正にあわせて改正 ※軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備
	第90条②③ 【身体障害者等に対する種別割の減免】	法第463条の23	○道路交通法の改正に伴う改正 ※マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備
市たばこ税	附則第16条の２の２ 【加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例】 ※R8.4.1施行	法附則第30条の３ 令附則第15条の２の６、第15条の２の７	○法律改正にあわせて新設 ※加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例。

報告第　5　号関係

件　　名	専決処分の報告について （八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
担　当　課	総務企画部　税務課
根拠法令等	・地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（以下「法」という。） ・地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）（以下「令」という。）
施　行　日	令和７年４月１日

【改正概要】

・課税限度額の見直し
・減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し

【改正内容】

条例番号・見出し	法令	改正の概要
第２条②③ 【課税額】	法第703条の４ 令第56条の88の２	○令改正にあわせて改正 ※課税限度額の引上げ 基礎課税限度額　「65万円」→「66万円」 後期高齢者支援金等課税限度額 「24万円」→「26万円」
第23条① 【国民健康保険税の減額】	法第703条の５ 令第56条の89	○令改正にあわせて改正 ※減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し ５割軽減対象世帯 「29万5,000円」→「30万5,000円」 ２割軽減対象世帯 「54万円5,000円」→「56万円」

【参考１　課税限度額】

年度	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額（40 歳～64 歳）	合計
令和６年度（現行）	65 万円	24 万円	17 万円	106 万円
令和７年度（改正後）	66 万円 （＋1 万円）	26 万円 （＋2 万円）	17 万円 （据え置き）	109 万円 （＋3 万円）

【参考２　軽減判定所得基準算定式】

	令和６年度（現行）	令和７年度（改正後）
７割軽減	43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数※2－１）以下	変更なし
５割軽減	43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数※2－１）＋（29 万円 5,000 円×被保険者数※1）以下	43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数※2－１）＋（30 万 5,000 円×被保険者数※1）以下
２割軽減	43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数※2－１）＋（54 万 5,000 円×被保険者数※1）以下	43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数※2－１）＋（56 万円×被保険者数※1）以下

※１．被保険者数には、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人も含む。
※２．給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入 55 万円超）と公的年金等の支給（60 万円超（65 歳未満）または 110 万円超（65 歳以上））を受ける者。

議案第 ５０ 号関係

件　　名	八幡浜市文化会館大規模改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について
担　当　課	総務企画部　財政課
根拠法令等	・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号 ・八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）第 2 条

【概要】

１．工事番号　０７単生建委第２号－１

２．工事名称　八幡浜市文化会館大規模改修工事（建築主体工事）

３．工事期間　令和７年６月　日　～　令和８年１２月３１日

４．予定価格　８５０，９６６，６００円（内消費税等７７，３６０，６００円）

５．請負金額　８２３，９００，０００円（内消費税等７４，９００，０００円）

６．請負業者　堀田建設株式会社

７．施工場所　八幡浜市保内町宮内

８．工事概要　八幡浜市文化会館大規模改修工事のうち、建築主体工事を実施する。

⑴　屋上防水、外壁、木製建具、金属建具、客席修繕、カーテン更新、足場、基礎工事、案内サイン、掲示板

⑵　舞台機構（操作盤更新、ワイヤー・滑車更新、マニラロープ更新、緞帳修繕、幕修繕）

⑶　舞台照明（調光設備更新、演出照明器具ＬＥＤ化、客室照明ＬＥＤ化、配線配管工事）

⑷　舞台音響（音響設備更新、映像設備更新、ピンスポットライト修繕）

９．全体工事（参考）

（建築主体工事）	堀田建設㈱	８２３，９００，０００円
（電気設備工事）	㈱デンカ	１２２，５４０，０００円（別途発注）
（機械設備工事）	㈱井上設備工業	２２６，０５０，０００円（別途発注）
	計	１，１７２，４９０，０００円

様式第４号（第３条関係）

令和　７年　５月１３日

一般競争入札結果調書

入札執行担当課　財政課

（工事番号）　07単生建委第2号-1
工　事　名　八幡浜市文化会館大規模改修工事【建築主体工事】
工事箇所　八幡浜市保内町宮内
入札日時　令和　７年　５月１３日(火)　　午前１０時００分
落　札　者　堀田建設(株)(愛媛県八幡浜市郷1番耕地12番地1)
落札金額　￥８２３，９００，０００－　［税込］
工事の着手及び完成年月日　契約日の翌日　～　令和　８年１２月３１日(木)
工事概要　屋上防水、外壁、木製建具、金属建具、客席修繕、カーテン更新、足場、基礎工事、案内サイン、掲示板　他
工事種別　建築一式
予定価格　￥７７３，６０６，０００－　［税抜］
調査基準価格　￥７１１，７１７，５２０－　［税抜］（事後公表）

入札者		第１回			
氏名	住所	入札高			
堀田建設(株)	愛媛県八幡浜市郷1番耕地12番地1	落札　円 749,000,000	落札率 96.8%		
小西建設(株)	愛媛県八幡浜市古町二丁目1番15号	円 755,000,000			
(株)河野工務店	愛媛県八幡浜市八代人加志169番地	円 760,000,000			
(株)中井建設	愛媛県八幡浜市若山4番耕地92番地	円 769,000,000			
(株)大任建設	愛媛県八幡浜市産業通3番3号	円 辞　退			
		円			
		円			
		円			

上記金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が会計法規上の申込みに係る価格である。

八幡浜市文化会館大規模改修工事（建築主体工事）

位置図

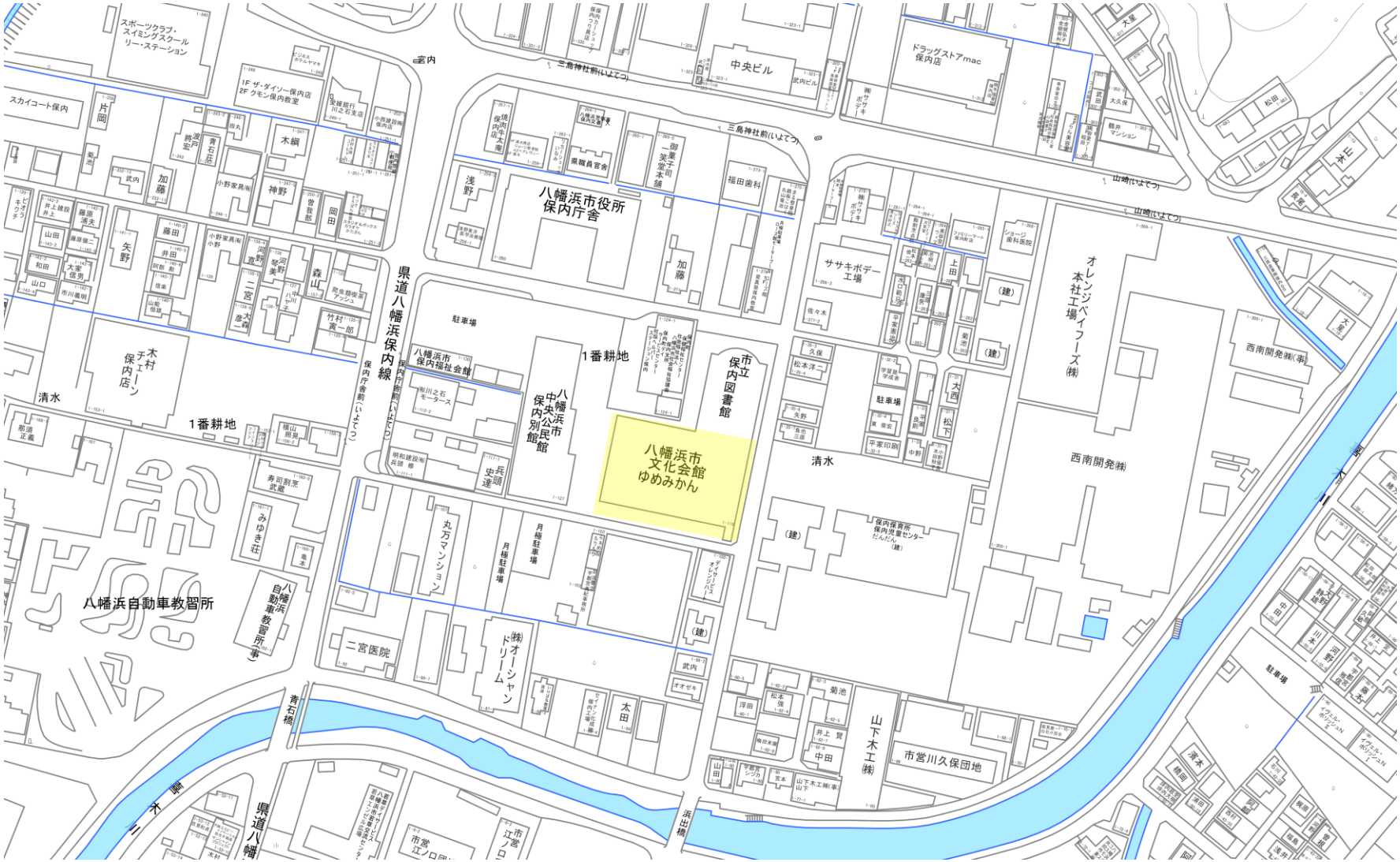

八幡浜市文化会館大規模改修工事（建築主体工事）

（１）防水、外壁、足場など

屋上防水、外壁、木製建具、金属建具、客席修繕、カーテン更新、足場
【新規】案内サイン、掲示板他

・雨漏りは屋上シート防水の劣化による腐食が原因と考えるため、シートを撤去してウレタン塗膜防水にします。
（雨漏り:ロビー、図書館、機械室など）

・外壁は、特定建築物調査で指摘のあった箇所を補修します。

・木製・金属建具改修として、排煙窓と自動ドアの調整、各部屋の壁欠損修理や扉改修、障子の張替え等を行います。

・大ホール客席は更新ではなく、安全に利用するため故障個所の修繕を行います。

・館内のカーテンを更新します。

【新規：案内サイン・掲示板】

・ポスター掲示板、館内案内サインがないため、今回の大規模改修工事にあわせて整備します。

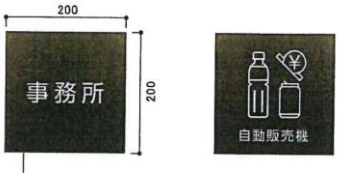

2F案内表示
（現在は張り紙）

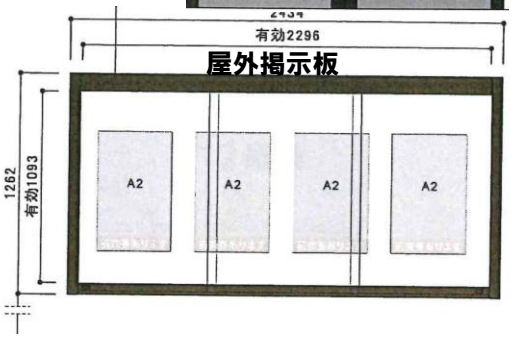

八幡浜市文化会館大規模改修工事（建築主体工事）

（２）舞台機構

舞台機構設備操作盤更新、ワイヤー・滑車更新、緞帳・幕修繕

【一部現状写真】

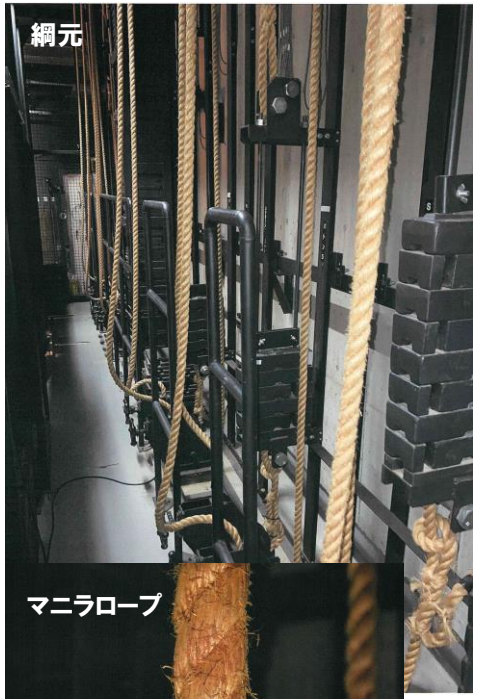

・吊り物全般の更新を行います。

・舞台機構設備操作盤の更新でデジタル表示となり、リミッター制御も行うことができます。
幕の上げ下げも容易にできるようになります。

・緞帳と幕、バトン（舞台照明や音響機材を吊るすためにステージの上部に設置される金属製のパイプ）については、調査の結果、状態が良いため再利用しますが、ホリゾント幕（舞台の最後方にある白い大きな幕で、照明を当てる壁面の役割をする）のみ状態が悪く色も変色しているため更新します。

・ワイヤー、滑車、チチ紐（バトンと幕を繋ぐ紐）は更新します。

・マニラロープは、27年の使用で変形しており、ササクレも酷いため更新します。ウエイトは再利用します。

八幡浜市文化会館大規模改修工事（建築主体工事）

（３）舞台照明・音響

舞台照明・・・調光設備更新、演出照明器具LED、客室照明LED、配線配管工事
舞台音響・・・音響設備更新、映像設備更新、ピンスポットライト修繕（オーバーホール）

スポットライト（ハロゲン）

映像設備

音響卓

照明卓

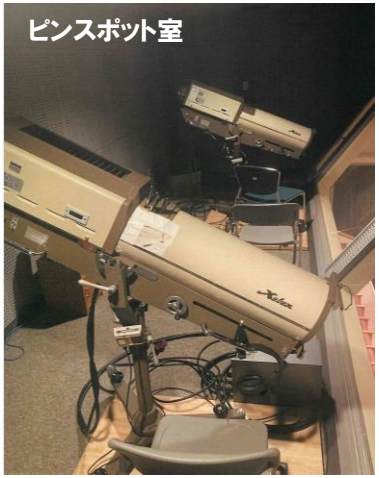
ピンスポット室

シーリング室

・客室照明、スポットライトをハロゲンからLEDに更新します。
LEDにすることで、消費電力が約8割減、照明用フィルムを使用することなく、自由に色を作ることができます。

・現在故障している映像設備を更新します。
調光室、舞台袖、各楽屋、事務室のモニターでステージの状況を確認することができます。

・調光室にある音響卓、照明卓を更新します。
記憶媒体：（現在）3.5インチフロッピーディスク →（改修後）USB

・ピンスポットライトは大ホール2台をオーバーホールし、サブホールは再利用します。
（現在は同じ能力のLED対応機種がない。）

・音響設備については、大ホールは更新するが、サブホールは、現在大ホールで使用しているものを移設します。

議案第 ５１ 号関係

件　　名	八幡浜市文化会館大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について
担　当　課	総務企画部　財政課
根拠法令等	・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号 ・八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）第 2 条

【概要】

１．工事番号　０７単生建委第２号－３

２．工事名称　八幡浜市文化会館大規模改修工事（機械設備工事）

３．工事期間　令和７年６月　日　～　令和８年１２月３１日

４．予定価格　２２８，８３４，１００円（内消費税等２０，８０３，１００円）

５．請負金額　２２６，０５０，０００円（内消費税等２０，５５０，０００円）

６．請負業者　株式会社井上設備工業

７．施工場所　八幡浜市保内町宮内

８．工事概要　八幡浜市文化会館大規模改修工事のうち、機械設備工事を実施する。
空調設備工事
大ホール熱源方式をガスに変更
大ホール以外電気式エアコン更新
冷水器・冷却管更新
集中制御改修

９．全体工事（参考）

（建築主体工事）	堀田建設㈱	８２３，９００，０００円（別途発注）
（電気設備工事）	㈱デンカ	１２２，５４０，０００円（別途発注）
（機械設備工事）	㈱井上設備工業	２２６，０５０，０００円
	計	１，１７２，４９０，０００円

様式第４号（第３条関係）

令和　７年　５月１３日

一般競争入札結果調書

入札執行担当課　財政課

（工事番号）　07単生建委第2号-3
工　事　名　八幡浜市文化会館大規模改修工事【機械設備工事】
工事箇所　八幡浜市保内町宮内
入札日時　令和　７年　５月１３日(火)　　午前１０時１０分
落　札　者　(株)井上設備工業(愛媛県八幡浜市日土町6番耕地184番地)
落札金額　￥２２６，０５０，０００－　[税込]
工事の着手及び完成年月日　契約日の翌日　～　令和　８年１２月３１日(木)
工事概要　空調設備工事　　他
工事種別　管
予定価格　￥２０８，０３１，０００－　[税抜]
調査基準価格　￥１９１，３８８，５２０－　[税抜]（事後公表）

入札者		第１回			
氏名	住所	入札高			
(株)井上設備工業	愛媛県八幡浜市日土町6番耕地184番地	落札　円 205,500,000	落札率 98.8%		
(株)デンカ	愛媛県八幡浜市産業通12番20号	円 206,000,000			
(有)村上水道工業所	愛媛県八幡浜市郷4番耕地372番地6	円 208,030,000			
		円			
		円			
		円			
		円			

上記金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が会計法規上の申込みに係る価格である。

八幡浜市文化会館大規模改修工事（機械設備工事）

位置図

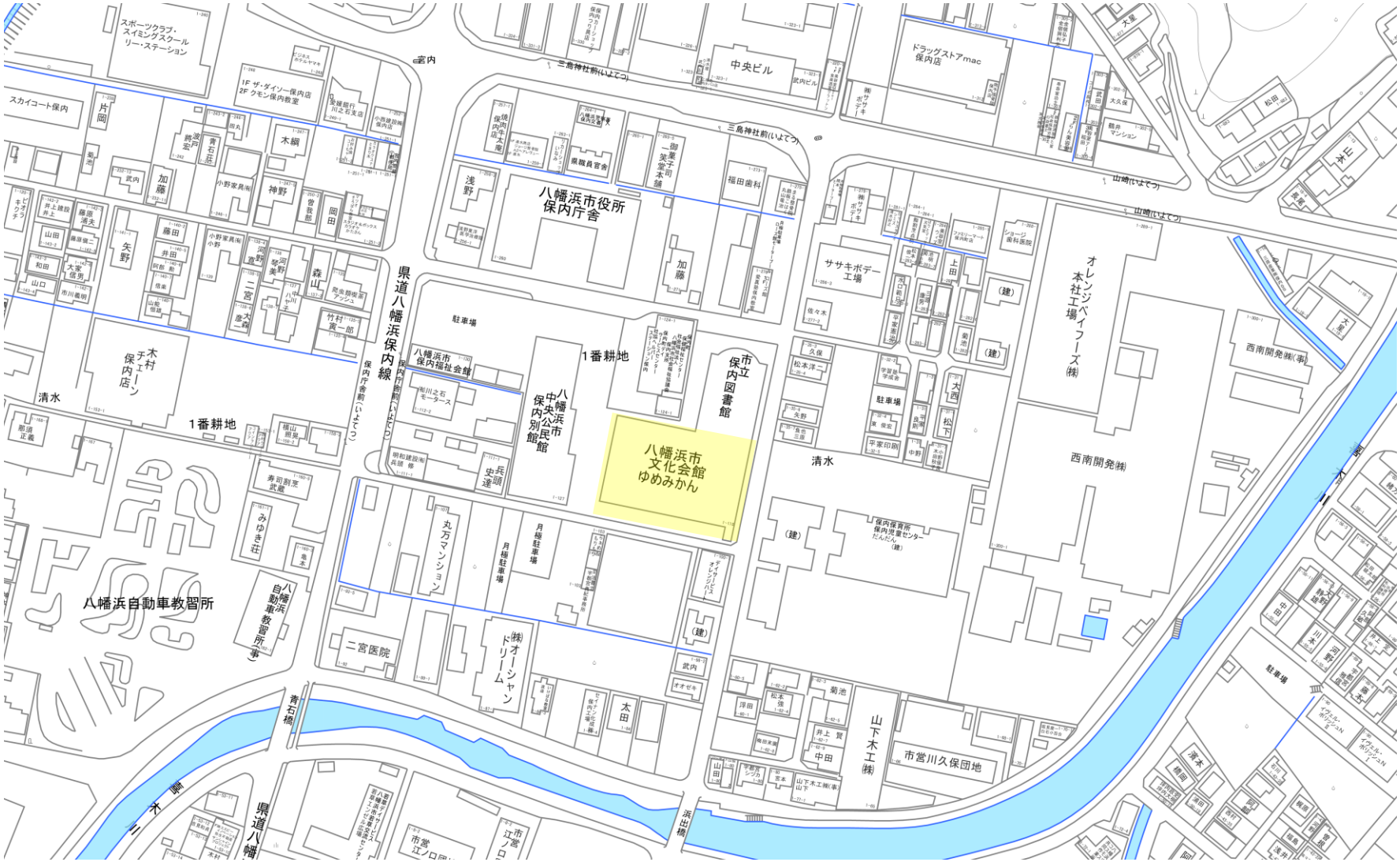

八幡浜市文化会館大規模改修工事（機械設備工事）

空調設備工事

熱源方式の変更（大ホール）・・・重油 → ガス
冷水器・冷却管更新、大ホール以外電気式エアコン更新、集中制御改修

・事務所以外の空調を全て更新します。
既に修理部品がない状態で、南、西ホワイエ、サブホール室外機が2機中1機が故障中で、改修により電気代の削減につながります。

・大ホールは、熱源方式を機器代の安い、重油からガスに変更します。
これにより、保守点検料、CO_2排出量も削減されます。
大ホール以外は、電気式空調機（従来どおり）

・事務所で集中制御できるよう改修します。
温度設定も3階屋上機械室、2階機械室、2階サブホール機械室などで行っていますが、事務所で一括管理できるようになります。

・配管類は流用可能なものは再利用しますが、冷却水配管は調査の結果、状態が悪く全て更新します。 ダクトは既設のまま全て再利用します。

議案第 ５２ 号関係

件　　名	財産の取得について
担　当　課	総務企画部　財政課
根拠法令等	・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号 ・八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）第 3 条

【概要】

１．件名　　八総危第１号
　　双岩分団２部消防ポンプ車購入事業

２．物品名　　消防ポンプ自動車

３．予定価格　３４，３７３，３５０円（内消費税等３，１２４，８５０円）

４．落札金額　３３，４９５，０００円（内消費税等３，０４５，０００円）

５．落札業者　株式会社新日本ライフテック　南予営業所
　　所長　平田　祐太

６．納入期限　令和８年３月３１日

７．取得財産の概要
　消防ポンプ自動車　ＣＤ－Ｉ型　１台
　四輪駆動
　オートマチックトランスミッション
　その他付属品

令和　７年　５月　１日

指名競争入札結果調書

入札執行担当課　財政課

（業務番号）　八総危第１号
業　務　名　双岩分団２部消防ポンプ車購入事業
納入場所　八幡浜市役所八幡浜庁舎
入札日時　令和　７年　５月　１日(木)　　午前１１時００分
落　札　者　(株)新日本ライフテック 南予営業所(愛媛県八幡浜市保内町川之石4-12-1)
落札金額　￥３３，４９５，０００－　　[税込]
納入期限　令和　８年　３月３１日(火)
予定価格　￥３１，２４８，５００－　　[税抜]　(事後公表)

（単位：円）

入札者		第１回			
氏名	住所	入札高			
(株)新日本ライフテック　南予営業所	愛媛県八幡浜市保内町川之石4-12-1	落札 円 30,450,000	落札率 97.4%		
(株)岩本商会　宇和島営業所	愛媛県宇和島市寿町2丁目3番7号	円 30,520,000			
小川ポンプ工業(株)　愛媛支社	愛媛県松山市余戸中六丁目9番52号	円 30,900,000			
(株)ヤマダ	愛媛県松山市南江戸一丁目2番26号	円 31,150,000			
(有)愛媛芝浦ポンプ商会	愛媛県松山市南高井町1146番地1	円 31,500,000			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			

※　上記金額に、１００分の１０に相当する額を加算した額が会計法規上の申込みに係る価格である。

※　このページには製品のカタログが掲載されているので、ホームページ上では割愛します。

●仕様の特徴

令和７年度以降に製作された消防ポンプ自動車ＣＤ－Ⅰ型用消防専用シャシ

・キャビン　　キャブオーバー型ダブルシート
・定員　　８名（キャビン内６名＋後部フロア２名）
・エンジン　　インタークーラーターボ付きディーゼルエンジン
　排気量２．９９９Ｌ以上
・出力　消防出力　１１０ｋＷ（１５０ＰＳ）
　走行出力　１１０ｋＷ（１５０ＰＳ）
・ホイルベース　２．５００ｍｍ以上２，８００ｍｍ以下
・最小回転半径　５．６ｍ以下
・駆動方式　４輪駆動
・変速機　オートマチックトランスミッション（５ＡＭＴ）
・操舵装置　パワーステアリング
・安全装置　アンチロックブレーキシステム（ＡＢＳ装置）
　ＳＲＳエアバック（運転席のみ）
　エンジンイモビライザー
・燃料タンク　６３Ｌ以上
・オルタネーター　２４Ｖ－８０Ａ以上
・バッテリー　１０５Ｅ４１Ｒ以上×２個（１００Ａｈ以上）

●主な艤装

・キャビン　乗車定員６名、安全に乗車できる座席の設置
　キャビン天蓋に散光式赤色警光灯設置
　（標識灯･スピーカー内蔵型）
・自動揚水装置
・吸水口　吸水配管は７５ｍｍ
・中継口　中継配管は６５ｍｍ
・吐水口　吐水配管は６５ｍｍ

※　このページには製品のカタログが掲載されているので、ホームページ上では割愛します。